### 信託業法の概要

#### (改正前)

- 1 信託業法において受託可能財産を列挙
- 2 現在、信託業の担い手は金融機関

### (改正後)

### 1 受託可能財産の範囲の拡大

〇 財産権一般を受託可能化

### 2 信託業の担い手の拡大

◎ 基本的考え方

金融機関以外の参入を可能にするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要 のルールを整備

- ◎ 主なルール整備
  - 〇 参入基準
    - ・信託会社の業務内容に応じ区分:
- 参入基準の内容:
- i ) 一般の信託会社 (免許制)

- 最低資本金
- ii ) 管理型信託会社(登録制・3年毎の更新)
- 人的構成 等
- (注) グループ企業内の信託は届出のみで可
- 〇 組織形態
  - 株式会社が基本
  - ・ TLO (Technology Licensing Organization) については、株式会社以外も可
- 〇 行為規制等

  - ・営業保証金の供託・説明義務及び不当勧誘の禁止
  - ・業務の第三者委託に関するルール整備・兼業制限・監督規制
- 受託者責任(善管注意義務、忠実義務、分別管理義務)
- 〇 ディスクロージャー

  - 市場への情報開示・受益者に対する信託財産についての情報開示

### 3 信託サービスの利用者の窓口の拡大

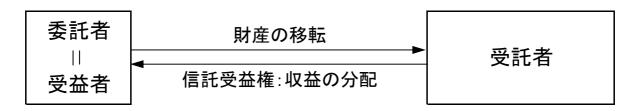
- 信託契約代理店制度の創設
  - ・信託契約の締結の代理又は媒介 ・登録制(法人・個人とも可)
    - 説明義務及び不当勧誘の禁止
  - ・登録制(法人・個人とも可)
- ・所属信託会社による損害賠償責任
- 〇 信託受益権販売業者制度の創設
- ・信託受益権の販売又はその代理・媒介 ・説明義務及び不当勧誘の禁止 ・登録制(法人・個人とも可、3年毎の更新) ・営業保証金の供託

#### 4 その他

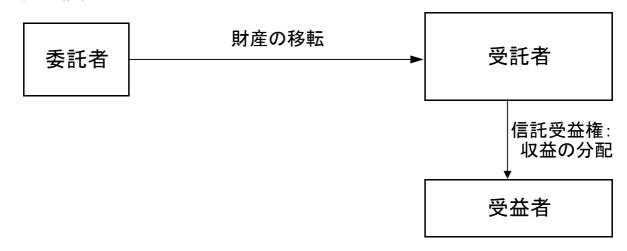
- ・ 外国の信託会社が免許・登録を受けて国内の支店で信託業を営める制度を整備
- その他関係法律を整備
- 施行日:平成16年12月30日

### 信託の仕組み(イメージ)

#### 〇 自益信託



#### 〇 他益信託



### 〇 流動化型信託



## 信託に関する主な法制度

〇 信託法: 信託に関する私法上の権利義務関係等を規定

○ 信託業法: 信託を業として営む信託会社に対する規制・監督のあり方を規定

○ 兼営法: 金融機関が信託業務を営む場合の規制・監督のあり方を規定

# 信託制度の整備

### <改正前>

- 1. 信託できる財産の種類 金銭等に限定
- 2. 信託業の担い手 金融機関のみ

### <改正後>

- 1. 受託可能財産の範囲の拡大 (知的財産権の信託が可能)
- 2. 信託業の担い手の拡大 (金融機関以外の者のノウハウを活用 したサービスの提供が可能)

- ◎資産の運用手段が多様に 国民のニーズに対応した多様な信託商品 の提供
- ◎企業の資金調達手段が多様に知的財産権、売掛債権等の流動化による資金調達

- ◎知的財産の管理手段が多様に
  - ・グループ企業内での知的財産権の一 元管理
  - 技術移転機関(TLO)による大学発の 特許権等の企業への移転促進
  - ・中小・ベンチャー企業の知的財産権の 信託会社による管理

#### 資料7-2-1

### 貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律 (違法年金担保融資対策法)の概要

#### 1. 広告・勧誘に当たって禁止される行為の追加

貸金業者が、公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示 又は説明をすることを禁止。

#### 2. 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

貸金業を営む者が、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付であって、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているもの。)がその受給権者である債務者等の預貯金の口座に払い込まれた場合に当該預貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、その者の預金通帳等の引渡しを求めること等を禁止。

#### 3. 罰則

上記2に違反して、2の預金通帳等の引渡しを求めること等をした者について、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科。

#### 4. 施行日

平成 16 年 12 月 28 日

#### 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律要綱

#### 一 題名

法律の題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」から「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改めることとすること。 (題名関係)

#### 二 目的

目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加することとすること。 (第1条関係)

#### 三 預貯金通帳等の譲受け等の処罰

- (1) 他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、50万円以下の罰金に処することとすること。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とすることとすること。
- (2) 相手方に(1)の前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、(1)と同様とすることとすること。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とすることとすること。
- (3) 業として(1)又は(2)の罪に当たる行為をした者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとすること。
- (4) (1) 又は(2) の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、(1) と同様とすることとすること。

(第 16 条の 2 関係)

#### 四 施行期日その他

- (1) この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとすること。 (附則第1条関係)
- (2) その他関係法律の規定の整備等を行うこととすること。

### 会社法案について

法務省民事局

- ・ 最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の 在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行う。
- ・ 商法第2編,有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典(会社法)を創設する。
- 1 利用者の視点に立った規律の見直し
- ① 株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社)として統合
- ② 設立時の出資額規制の撤廃(最低資本金制度の見直し)
- 2 会社経営の機動性・柔軟性の向上
- ① 組織再編行為 (合併、会社分割等) に係る規制の見直し
  - → 合併等対価の柔軟化, 簡易組織再編行為に係る要件の緩和等
- ② 株式・新株予約権・社債制度の改善
  - → 株式の譲渡制限に係る定款自治の拡大,自己株式の市場売却の許容,会社に対する金銭 債権の現物出資に係る検査役の調査の省略等
- ③ 株主に対する利益の還元方法 (利益配当等) の見直し
  - → 回数制限の撤廃、取締役会限りでの利益配当等の決定の許容等
- ④ 取締役の責任に関する規定の見直し
  - → 委員会等設置会社とそれ以外の会社の取締役の責任に関する規定を調整
- 3 会社経営の健全性の確保
- ① 株主代表訴訟制度の合理化
  - → 原告が株式交換等によって株主たる地位を失っても原告適格を失わないものとする措置, 会社から提訴請求株主等への不提訴理由の通知の義務付け、制度趣旨に反する提訴の不許
- ② 大会社における内部統制システム(会社の業務の適正を確保するための体制)の構築の義務化
- ③ 会計参与制度の創設
  - → 主として中小企業の計算書類の正確性の向上を図るための任意設置機関の制度の創設
- ④ 会計監査人の任意設置の範囲の拡大
- 4 その他
- ① 新たな会社類型(合同会社)の創設
- ② 特別清算制度の見直し

# 会社法案の概要

#### 1.利用者の視点に立った規律の見直し

- ① 株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社) として統合
- ② 設立時の出資額規制の撤廃(最低資本金制度の見 直し)

#### 2.会社経営の機動性・柔軟性の向上

- ① 組織再編行為(合併,会社分割等)に係る規制の見直し
- ② 株式・新株予約権・社債制度の改善
- ③ 株主に対する利益の還元方法(利益配当等)の見直し
- ④ 取締役の責任に関する規定の見直し

# 新「会社法」の創設

〇会社に係る各種の制度の体系的かつ抜本的な見直し 〇各規定の現代語化, 再編成 (商法第2編, 有限会社法等を一体化)

#### 3. 会社経営の健全性の確保

- ① 株主代表訴訟制度の合理化
- ② 大会社における内部統制システム(会社の業務の適正を確保するための体制)の構築の義務化
- ③ 会計参与制度の創設
- ④ 会計監査人の任意設置の範囲の拡大

#### 4.その他

- ① 創業の活発化等のため、次のような特徴を有する新たな会社類型(合同会社)を創設
  - ・ 出資者は有限責任
  - 内部関係については組合的規律を適用
- ② 特別清算制度の見直し

#### 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

会社法の施行に伴い、有限会社法等を廃止するほか、商法その他の関連する諸法律の規定の整備等を行う。

#### 1 廃止する法律

次の法律を廃止する。

- ① 商法中署名すべき場合に関する法律(明治33年法律第17号)
- ② 商法中改正法律施行法(昭和13年法律第73号)
- ③ 有限会社法(昭和13年法律第74号)
- ④ 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和18年法律第42号)
- ⑤ 会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律(昭和23年法律第64号)
- ⑥ 法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和24年法律第 137号)
- ⑦ 商法の一部を改正する法律施行法(昭和26年法律第210号)
- ⑧ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)
- ⑨ 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成9年 法律第121号)

#### 2 商法(明治32年法律第48号)の一部改正

第1編(総則)は,個人商人についての規定として整理した上で,規定を現代的な表記 に改める。

第2編(会社)は、全部削る。

第3編(商行為)のうち、第501条から第542条までの規定は、現代的な表記に改める。

### 3 有限会社法等の廃止・商法の一部改正に伴う経過措置

- ① 現行の有限会社は、会社法(仮称)の規定による株式会社として存続するものとするが、「有限会社」の商号の継続使用を許容し、取締役の任期等についての現行の制度を維持する。
- ② 現行の株式会社, 合名会社又は合資会社は, それぞれ会社法の規定による株式会社, 合名会社又は合資会社として存続するものとする。

### 4 その他関係法律の整備等

その他325本の関係法律(別紙参照)について規定の整備等を行う。

## 資料7-5-1

### I. 金融審議会特別部会における議論等

金融審議会特別部会は、個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて、「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)に基づき、

- ① 金融分野の実情に応じた金融分野の個人情報保護に関するガイド ライン等
- ② 事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等
- ③ 金融分野における個人情報を保護するための格別の措置

について審議



総計18回の部会審議を行い、平成16年12月20日に「個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けて」を取りまとめ

Ⅱ. 「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」について

# (ガイドラインの作成目的)

金融分野における個人情報取扱事業者が、個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援



(ガイドラインの内容(2つの要素))

事業者が構ずべき措置の有効 かつ適切な実施を図るための

個人情報保護法の解釈 指針 金融分野における個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、

個人情報の取扱いにおいて特に厳格な実施が求められる事項

格別の措置

## Ⅱ-2. 「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」に おける主な格別の措置

- ① 個人生活に係る情報が半ば強制的 に事業者に取得され、利用されると いう「情報の特性」への対応
- ・ センシティブ情報の取得等の原則 禁止。例外的取得事由を限定的に列挙
- 生体認証情報は本人同意に基づく 本人確認目的の取得等に限定
- ・ 与信時の利用目的の同意取得

쑄

- ② 経済的価値が高く、漏えい等による 不正利得のおそれが大きいという「情 報の特性」への対応
- ・ 漏えい等発生時の監督当局及び顧客 への通報等
- ・ 個人情報保護法適用対象外(個人 データ5,000人以下)の事業者による遵 守

等

- ③ グループ及び信用情報機関等にお ける広範な情報共有が行われるという 「情報の利用方法」への対応
- 信用情報機関への情報提供に際して 信用情報機関の会員企業及び安全管理措 置等を本人に認識させた上で同意取得
- ・ 第三者提供にあたっての本人同意は 原則書面

④ 顧客の継続的資産・負債の管理及び運用に利用されるという「情報の利用方法」への対応

- 個人データの保有期限の設定及び 期間終了後の消去
- ・ 本人からの開示、訂正等に応じない場合の根拠及び根拠となる事実の 明示

等

箬

上記の「格別の措置」を含むガイドラインは、平成16年12月6日金融庁告示第67号として策定・公表

## Ⅲ. 「金融分野における個人情報の保護に関するガイドラインの安全 管理措置等についての実務指針」について

金融分野における個人情報の取扱いにおいては、生体認証情報の管理など、最新の技術動向を踏まえた安全管理措置の内容を別途定めることが求められる。



「金融分野における個人情報の保護に関するガイドラインの安全管理措置等 についての実務指針」の策定

十

(実務指針の内容)

基本方針等の整備 実施体制の整備 (組織的・人的・技術 的安全管理措置) 点検・監査体制の整備 外部委託先の監督

+

管理段階ごとの安全 管理措置

管理区域以外持ち出 し等について特記 格別の措置

センシティブ(機微)情報の取扱いに係る特別の措置

センシティブ情報に該当する生体認証情報の取扱いに関する特別の措置

個人信用情報機関の会員管理に関す る特別の措置

上記の「格別の措置」を含む実務指針は、平成17年1月6日金融庁告示第1号として策定・公表

### Ⅳ. 法制上の措置について

ガイドライン及び実務指針の格別の措置等のうち、特に業法の体系上も実効性を確保することが求められる以下の点について、業法施行規則において明記

- ① 安全管理措置の必要かつ適切な実施
- ② 信用情報機関から提供された借入金返済能力情報の返済 能力調査以外の目的に利用することの禁止
- ③ 機微(センシティブ)情報を適切な業務運営等の必要な目的以外に使用することの禁止



上記の違反に対しては、各業法上の法的根拠に基づき、業務停止命令等の 行政処分が可能となる

上記の施行規則の改正は、平成17年4月1日施行

### V. ご参考 規定整備を行う施行規則等一覧

- (1)証券金融会社に関する内閣府令(昭和三十年大蔵省令第四十五号)
- (2)証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)
- (3)銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)
- (4)長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)
- (5)信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)
- (6)金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)
- (7)貸金業の規制等に関する法律施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)
- (8)有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)
- (9)抵当証券業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十三年大蔵省令第三十五号)
- (10) 金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令第十八号)
- (11)前払式証票の規制等に関する法律施行規則(平成二年大蔵省令第三十三号)
- (12)協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)
- (13)保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)
- (14)金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)
- (15)投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)
- (16)資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令 第百三十号)
- (17)特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令 第百三十一号)
- (18)証券仲介業者に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第一号)
- (19)信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第百七号)
- (20) 労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号)
- (21) 商品投資販売業者の業務に関する命令(平成四年大蔵省・通商産業省令第一号)
- (22)農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)
- (23)漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)
- (24)農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)
- (25)中小企業等協同組合法施行規則(昭和三十年大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設省令 第一号)

#### 金融改革プログラム(平成16年12月24日)

(抜粋)

#### ◇ITの戦略的活用

- → わが国金融機関のIT 投資が国際的に見て遅れ、IT コストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、IT の戦略的活用を促す。これにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。
  - O 技術革新の成果を積極的に享受し、金融インフラの利便性とコスト競争力の向上 を実現するためのe-バンキングに関する法制の整備の検討
    - ・電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討

e-Japan戦略 II 加速化パッケージ(平成16年2月6日 IT戦略本部決定) (抜粋)

#### 4. IT規制改革の推進

- 3) 現実世界の制度とサイバースペース上の制度で整合等を図る必要のある規制改革
  - (2) 電子的手段による債権譲渡の推進

電子的な手段による債権譲渡(「電子手形サービス等」)を推進するための制度の 見直しについて、現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされてい る債権譲渡の対抗要件の在り方を含めて検討し、2004 年中に結論を得る。

(総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)

<u>IT 政策パッケージ-2005</u> (平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定) (抜粋)

#### 5. 電子商取引

- (2) ITの利用・活用による中小企業の活性化
  - 3) 中小企業の資金調達環境の整備(法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省) 電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、中小企業のニーズを踏まえながら、電子債権を活用したビシネスモデルについて検討するとともに、電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、2005年中に制度の骨格を明らかにする。

#### 情報技術革新と金融制度に関するWGメンバー名簿

平成17年7月6日現在

座 長 野村 修也 中央大学法科大学院教授

池尾 和人 慶應義塾大学経済学部教授

池田 眞朗 慶應義塾大学法学部教授・同大学院法務研究科教授

岩原 紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授

小川 善美 ㈱インデックス代表取締役社長

小野 傑 西村ときわ法律事務所パートナー弁護士

金丸 恭文 フューチャーシステムコンサルティング ㈱代表取締役社長

窪田 守榮 巣鴨信用金庫常務理事

國領 二郎 慶應義塾大学環境情報学部教授

佐々木 かをり ㈱イー・ウーマン代表取締役社長

田中 浩 野村證券㈱執行役

團野 耕一 ㈱三井住友銀行執行役員投資銀行統括部長

西山 茂樹 伊藤忠商事㈱代表取締役常務取締役

原 早苗 埼玉大学経済学部非常勤講師

水上 慎士 早稲田大学ファイナンス研究センター教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科助教授

米澤 潤一 (財)金融情報システムセンター理事長

オブザーバー 赤坂 泰央 日本生命保険相互会社財務企画部課長

市川 雅一 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

岩瀬 明 ㈱損害保険ジャパン経営企画部調査企画グループ課長

始関 正光 法務省民事局民事法制管理官

米谷 達哉 日本銀行金融市場局参事役

(敬称略·五十音順)

「金融システム面からみた 電子債権法制に関する 議論の整理」のポイント

平成17年7月 金融審議会・情報技術革新WG・座長メモ

# 1. 金融システム面からみた電子債権法制に関する検討の基本的立場

e-Japan戦略 II 以降のIT戦略本部決定において、電子的な手段による債権譲渡を推進するための制度の見直しについて、「現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされている債権譲渡の対抗要件のあり方の検討」について記載



### IT政策パッケージ(平成17年2月)

「電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、2005年中に制度の骨格を明らかにする。」

法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省において、指名債権とも手形債権とも異なる新しい債権として、電子的手段により発生し、譲渡される「電子債権」のあり方を検討

### 金融改革プログラム(平成16年12月)

<! Tの戦略的活用> 情報技術革新の成果を積極的に享 受し、金融インフラの利便性とコ スト競争力の向上を実現するため のe-バンキングに関する法制の整

備を検討



### 本WGにおける電子債権法制 に関する検討の基本的立場

情報技術革新の成果を金融インフラ に反映させ、積極的に享受できるこ とを可能とするための制度面のあり 方を検討する。

# 電子債権法制に期待される金融システムに対する効果

## 現状

不動産担保等によらず、中小企業等の売り 掛債権等を活用した与信のニーズ



売掛債権を譲渡すると.....



買い手の検品等で早期資金化が困難であったり、割引率が高い等のコストがかかる。

手形を活用すると.....



「紙」であることから、コストもかかるし、紛失などのリスクもある。

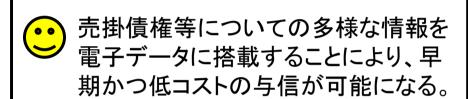
手形レス決済(一括決済方式等)を活用 すると.....

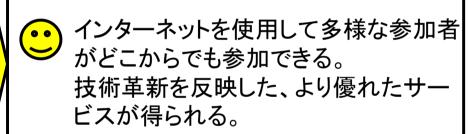


譲受人は、二重譲渡のリスクに対し、調査を行ったり対抗要件具備などの負担が必要となる。

## 電子債権法制の効果

<現状の問題を一括して解決可能>





・・ 電子債権の原簿の書換えで対抗要件 が付与される。



<情報技術革新を活用した新たな金融インフラとして、金融システムの仲介機能・決済機能を向上>

# 電子債権法制構築に当たっての基本的視点

# 金融システムに対し期待される効果

電子債権法制は、以下の効果により、金融の仲介機能、決済機能を向上させることが期待される

多様な情報等を電子データの特性の下で活用できる

インターネットを 使用して、多様な 主体が参加できる 将来の技術革新を 反映することがで きる 電子債権の原簿書 換えで権利の移転 ができる



# 電子債権法制構築の4つの基本的視点

## 柔軟

多様なニーズ等に 柔軟に対応できる 制度とする

## 簡素

多様な主体にとって簡易で利用しや すい制度とする

## 成長

将来にわたり参入が可能でサービスの成長性が確保される制度とする

### 信頼

運営が円滑で利用 者が信頼できる制 度とする

# 電子債権法制構築に当たっての論点(その1)

## 柔軟

(原 簿 記 載 事 項)・必要記載事項以外の多様な任意記載事項の記載を可能とする

・原因債権に対するトレーサビリティを確保するため、商流情報(IC タグ等)を記載事項に搭載することができる

(対象債権)・幅広い金銭債権(売掛債権及び貸付債権等)を対象債権として認める

(分割・一部譲渡)・電子債権の分割、一部譲渡を認める

(管理機関のシステム)・多様な認証、決済等方式の併存により柔軟性・代替性を確保する

## 簡素

・原簿の管理権限は単一の管理機関が責任を負う簡易な仕組みとする

(原簿登録の枠組み)・ただし、管理機関以外の経由主体を通じた登録も制限されない

各電子債権に特定の番号を付す「記番号方式」によることが適当

(原簿管理方式)

# 電子債権法制構築に当たっての論点(その2)

# 成長

- (債権者等の参加資格)
- ・参加者資格について法的には制約しない(電子債権管理機関等の 自主的な資格審査等は認める)
- (原簿への登録方法)・管理機関の原簿にインターネットを通じてアクセスするための人 的物的インフラを整備する(パソコンを使用しない者への対応は 管理機関又は経由機関において検討)
- (電子債権に関する資金決済)
  - ・電子債権に関する決済方式の多様性を確保する
- (管理機関の管理コスト)
- ・参加者の利用コストを低減できるよう、最新の技術等を活用した システムの採用を可能とする

## 信頼

- (管理機関の原簿管理)・債権者・債務者等の当事者と管理機関等との間の円滑な本人認証シ ステム等を構築する
- (電子債権原簿の閲覧)・当事者のニーズに応じた閲覧制度を設ける
- (決済と原簿の書換え)・原簿上の資金決済の登録と資金決済の同期的管理を確保する
- (雷子債権の支払不能)・電子債権の支払不能に対する制裁制度を実務的に検討する
- (管理機関の中立性)・管理機関が電子債権の取引当事者となった場合の利益相反防止に関 する検討が求められる
- (履歴情報の管理)・電子債権の履歴情報の改ざん等を防止するための厳正な管理を行う

## 4. 電子債権法制構築に当たっての論点(その他)

今後、基本法制等において、法的安定性等の観点から、以下 の点について法的取扱いの明確化が必要。

- 電子債権原簿登録行為の法的位置付け(発生の考え方)
- ・原因債権に基づく手形振出もしくは債権譲渡登記の可否
- ・電子債権原簿による対抗要件と他の対抗要件具備手段の優劣
- 人的抗弁の切断の範囲
- ・善意取得の要件及び遡求権の選択制の可否

## 5. おわりに

本WGの基本的視点に基づく論点の考え方が、電子債権法制の構築に活用されることを期待。

なお、基本法制等の他、金融制度及び金融実務に関する論点についても、今後の検討の推移を踏まえ、関係者の適切な対応が求められる。

# 電子債権のイメージ

